



熊本県公報

号外 第36号
令和4年(2022年)
6月24日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…… (人事課)	4
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…… (〃)	5
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例…… (財政課)	6
○熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例…… (県政情報文書課)	10
○熊本県税条例の一部を改正する条例…… (税務課)	10
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例…… (〃)	12
○熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…… (環境立県推進課)	13
○熊本県産あさりを守り育てる条例…… (水産振興課)	13
○熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例…… (都市計画課)	16
○人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例…… (〃)	16
○熊本県建築基準条例の一部を改正する条例…… (建築課)	20

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和について定めることとした。(第2条関係)
- 2 子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得要件の柔軟化について定めることとした。(第2条、第2条の2の2、第2条の2の3関係)
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による育児休業の取得回数制限の緩和等を踏まえ、再度の育児休業取得に係る特別の事情の規定等を見直すこととした。(第3条、第11条関係)
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第3条の2関係)
- 5 この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 軌道法等に基づく事務を、市町村が処理する事務から除くこととした。(別表第2号関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに手数料を設けることとしたもの
 - (1) マンションの容積率の特例許可申請手数料(第2条関係)
160,000円
 - (2) 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料(第2条、別表第26の2関係)
22,000円ほか
 - (3) 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料(第2条、別表第26の4関係)
11,000円ほか
- 2 手数料を廃止することとしたもの
 - (1) 教育職員の免許状の有効期間更新手数料(第2条関係)
 - (2) 教育職員の免許状の有効期間延長手数料(第2条関係)
 - (3) 旧免許状所持者の免許状更新講習修了確認手数料(第2条関係)
 - (4) 修了確認期限を経過した旧免許状所持者の免許状更新講習修了確認手数料(第2条関係)
 - (5) 旧免許状所持現職教員の修了確認期限延期手数料(第2条関係)
 - (6) 旧免許状所持現職教員の免許状更新講習受講免除手数料(第2条関係)
- 3 所要の規定の整理を行うこととしたもの

- (1) 教育職員免許法の一部改正に伴うもの(第2条関係)
- (2) 建築基準法の一部改正に伴うもの(第2条関係)
- (3) 道路交通法の一部改正に伴うもの(第2条関係)
- (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴うもの(第2条、別表第26の3関係)
- 4 この条例は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める日から施行することとした。
 - (1) 1(1)、3(2)及び(3)並びに6の一部 公布の日
 - (2) 2、3(1)、5及び6の一部 令和4年7月1日
 - (3) 1(2)及び(3)、3(4)並びに6の一部 令和4年10月1日
- 5 所要の経過措置を定めることとした。
- 6 手数料の新設等に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。(附則第4項関係)

◇熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の個人情報の保護に関する法律への統合に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条、第32条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 不動産取得税
 - (1) 不動産を取得した者が登記の申請をした場合は、賦課徴収について必要があるとき等を除き、不動産取得税申告書の提出を不要とすることとした。(第56条関係)
 - (2) 被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等に係る規定を整備することとした。(第62条関係)
 - (3) 譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等に係る規定を整備することとした。(第62条の2関係)
 - (4) 再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等に係る規定を整備することとした。(第62条の3関係)
 - (5) 農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等に係る規定を整備することとした。(第62条の4関係)
 - (6) 土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等に係る規定を整備することとした。(第62条の5関係)
 - (7) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得に対する不動産取得税の減額等に係る規定を整備することとした。(附則第7条の4関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第57条、第63条、附則第7条関係)
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、2の一部は、令和4年10月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除又は不均一課税の対象となる特別償却設備の取得期限を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日から3年を経過する日まで延長することとした。(第4条の14関係)
- 2 土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例期限を令和9年3月31日まで延長することとした。(附則第2項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特例措置条例の規定は、令和4年4月1日から適用することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 電気事業における緑川第一発電所及び緑川第二発電所の最大出力を改めることとした。(第3条関係)
 - (1) 緑川第一発電所の最大出力を29,000キロワットに改めることとした。
 - (2) 緑川第二発電所の最大出力を6,400キロワットに改めることとした。
- 2 1(1)は令和4年8月5日から、1(2)は同年9月3日から施行することとした。

◇熊本県産あさりを守り育てる条例

- 1 目的について定めることとした。(第1条関係)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条関係)
- 3 基本理念について定めることとした。(第3条関係)

- 4 県の責務について定めることとした。(第4条関係)
- 5 漁業者の責務について定めることとした。(第5条関係)
- 6 漁業協同組合の責務について定めることとした。(第6条関係)
- 7 熊本県漁業協同組合連合会の責務について定めることとした。(第7条関係)
- 8 水産物流通販売事業者の責務について定めることとした。(第8条関係)
- 9 県民の役割について定めることとした。(第9条関係)
- 10 市町村、他の都道府県及び国との連携等について定めることとした。(第10条関係)
- 11 海域の環境及び漁場の保全及び改善のための施策について定めることとした。(第11条関係)
- 12 熊本県産あさりの資源の保全及び回復のための施策について定めることとした。(第12条関係)
- 13 あさり資源特別回復区域の指定について定めることとした。(第13条関係)
- 14 あさり資源育成促進区域の指定について定めることとした。(第14条関係)
- 15 熊本県産あさりを守り育てる活動に関する調査研究及び技術開発等について定めることとした。(第15条関係)
- 16 熊本県産あさり販売協力店の認証について定めることとした。(第16条関係)
- 17 熊本県産あさりの生産情報の発信について定めることとした。(第17条関係)
- 18 熊本県産あさりの販売に係る書面の備付け等について定めることとした。(第18条関係)
- 19 熊本県産等表示あさりの販売等に係る書面の備付け等について定めることとした。(第19条関係)
- 20 勧告及び公表について定めることとした。(第20条関係)
- 21 環境保全及び食の安全安心施策との連携について定めることとした。(第21条関係)
- 22 通報について定めることとした。(第22条関係)
- 23 その他この条例の施行に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。(第23条関係)
- 24 この条例中、1から10まで及び18から23までの規定は令和4年7月1日から、その他の規定は令和4年9月1日から施行することとした。
- 25 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例

- 1 熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例

- 1 趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 事業の名称について定めることとした。(第2条関係)
- 3 施行地区に含まれる地域の名称について定めることとした。(第3条関係)
- 4 事業の範囲について定めることとした。(第4条関係)
- 5 事務所の所在地について定めることとした。(第5条関係)
- 6 費用の分担について定めることとした。(第6条関係)
- 7 土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)について定めることとした。
 - (1) 審議会の設置について定めることとした。(第7条関係)
 - (2) 審議会の委員の定数について定めることとした。(第8条関係)
 - (3) 審議会の委員の任期について定めることとした。(第9条関係)
 - (4) 審議会の委員選挙の立候補制について定めることとした。(第10条関係)
 - (5) 審議会の予備委員について定めることとした。(第11条関係)
 - (6) 審議会の委員選挙の得票数について定めることとした。(第12条関係)
 - (7) 審議会の委員の補欠選挙について定めることとした。(第13条関係)
 - (8) 審議会の学識経験委員の補充について定めることとした。(第14条関係)
 - (9) 審議会の運営に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。(第15条関係)
- 8 地積の決定の方法について定めることとした。
 - (1) 基準地積の決定方法について定めることとした。(第16条関係)
 - (2) 基準地積の更正について定めることとした。(第17条関係)
 - (3) 施行日後に分割した基準地積の決定方法について定めることとした。(第18条関係)
 - (4) 所有権以外の権利の目的となる宅地の地積について定めることとした。(第19条関係)
- 9 土地及び権利の評価について定めることとした。
 - (1) 評価員の定数について定めることとした。(第20条関係)
 - (2) 土地の評価について定めることとした。(第21条関係)

- (3) 権利の評価について定めることとした。(第22条関係)
- 10 清算について定めることとした。
- (1) 清算金の算定について定めることとした。(第23条関係)
- (2) 清算金の納期限等の通知について定めることとした。(第24条関係)
- (3) 清算金の相殺について定めることとした。(第25条関係)
- (4) 清算金の分割徴収又は分割交付について定めることとした。(第26条関係)
- (5) 清算金の督促手数料及び延滞金について定めることとした。(第27条関係)
- (6) 仮清算について定めることとした。(第28条関係)
- (7) 権利の異動及び変更の届出について定めることとした。(第29条関係)
- 11 所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止について定めることとした。(第30条関係)
- 12 換地処分の特例について定めることとした。(第31条関係)
- 13 その他この事業の施行に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。(第32条関係)
- 14 この条例は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第9項の規定による人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の決定の公告の日から施行することとした。

◇熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第28条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第20号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の2の3の規定に該当する場合にあっては、」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の2の3の規定に該当する場合にあっては当該子が」に改め、「(以下)の次に「この号及び第3条第7号において」を加え、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び第2条の2の2において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の2の2第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同日号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該子の育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なる場合は、そのいずれかその翌日)(当該子の1歳到達日の翌日においてこの号に掲げる場合は、当該当該子の任期の末日を育児休業の期間の初日とする育児休業に引き続く非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業

[illegible]

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

能本県条例第21号

熊本市知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
熊本市知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。
別表中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第67号までを1号ずつ繰り上

げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第22号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第119号中「第5条第1項若しくは第2項」を「第5条第1項」に、「
第16条の2第1項若しくは第2項」を「第16条第1項」に改め、同項第120号中「
第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同項第121号中「第5条第6項」を「第5
条第5項」に改め、同項第121号の3中「又は第4項」を削り、同項第121号の4か
ら第121号の9までを削り、同項第211号中「第85条第5項の」を「第85条第6
項の」に、「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第5項）」を「仮設
興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第6項）」に改め、同項第211号の
2中「第85条第6項の」を「第85条第7項の」に、「仮設興行場等建築許可申請手
料（建築基準法第85条第6項）」を「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準
法第85条第7項）」に改め、同項第216号の6中「第87条の3第5項」を「第87
条の3第6項」に改め、同項第216号の7中「第87条の3第6項」を「第87条の3
第7項」に改め、同項第415号中「第91条の規定に基づく」を「第91条又は第91
条の2第2項の規定により」に、「者で、」を「者が」に改め、同項第623号の14
の6の次に次の1号を加える。

(623) の14の7 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第7
8号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申
請に対する審査

マンションの容積率の特例許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第624号の4中「、別表第26及び別表第26の4」を「及び別表第2
6から別表第26の4まで」に改め、同項中第624号の8を第624号の10とし、第
624号の7を第624号の9とし、第624号の6を第624号の8とし、同項第62
4号の5中「別表第26の4」を「別表第26の3」に改め、同号を同項第624号の6
とし、同号の次に次の1号を加える。

(624) の7 長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計
画の変更の認定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料 別表第26の4に掲げる区分に応
じた額

第2条第1項第624号の4の次に次の1号を加える。

(624) の5 長期優良住宅促進法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅
維持保全計画の認定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料 別表第26の2に掲げる区分に応じた
額

第2条第1項第625号ア中「、別表第26及び別表第26の4」を「及び別表第26
から別表第26の4まで」に改める。

別表第26の2を次のように改める。

別表第26の2（第2条第1項第624号の5関係）

区分			金額
確認書又は建 設住宅性能評 価書が添付さ れた場合	一戸建ての住宅		22,000円
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸 までのもの	39,000円
		総住戸数が6戸から10 戸までのもの	63,000円
		総住戸数が11戸から2 5戸までのもの	105,000円
		総住戸数が26戸から5 0戸までのもの	167,000円
		総住戸数が51戸から1 00戸までのもの	255,000円
		総住戸数が101戸から 200戸までのもの	432,000円
		総住戸数が201戸から 300戸までのもの	547,000円

確認書及び建設住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が301戸以上のもの	621,000円
		総住戸数が1戸から5戸までのもの	39,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	63,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	105,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	167,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	255,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	432,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	547,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	621,000円を申請住戸数で除して得た額
	一戸建ての住宅		71,000円
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	187,000円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	299,000円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	593,000円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	1,062,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,825,000円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	3,377,000円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	4,826,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	5,918,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	187,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	299,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	593,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	1,062,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,825,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	3,377,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	4,826,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	5,918,000円を申請住戸数で除して得た額

備考

1 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。

2 建設住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（建設された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。

3 区分所有住宅とは、長期優良住宅促進法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。

4 申請住戸数で除して得た額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

別表第26の3を削る。

別表第26の4中「第2条第1項第624号の5」を「第2条第1項第624号の6」に改め、同表を別表第26の3とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第26の4（第2条第1項第624号の7関係）

区分			金額
確認書又は建設住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅		11,000円
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	19,500円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	31,500円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	52,500円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	83,500円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	127,500円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	216,000円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	273,500円
		総住戸数が301戸以上のもの	310,500円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	19,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	31,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	52,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	83,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	127,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	216,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	273,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	310,500円を申請住戸数で除して得た額
確認書及び建設住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅		35,500円
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	93,500円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	149,500円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	296,500円

		総住戸数が26戸から50戸までのもの	531,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	912,500円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	1,688,500円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	2,413,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	2,959,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	93,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	149,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	296,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	531,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	912,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	1,688,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	2,413,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	2,959,000円を申請住戸数で除して得た額

備考

- 1 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 2 建設住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（建設された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 3 区分所有住宅とは、長期優良住宅促進法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。
- 4 申請住戸数で除して得た額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1項第211号、第211号の2、第216号の6、第216号の7及び第415号の改正規定、同項第623号の14の6の次に1号を加える改正規定並びに附則第4項（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第202号及び第202号の2の改正規定並びに同項第564号の13の6の次に1号を加える改正規定に限る。）の規定 公布の日
 - (2) 第2条第1項第119号から第121号まで及び第121号の3の改正規定、同項第121号の4から第121号の9までを削る改正規定並びに次項、附則第3項及び第4項（熊本県収入証紙条例別表第1手数料の項第116号の4から第116号の9までを削る改正規定に限る。）の規定 令和4年7月1日
 - (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和4年10月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 4 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第116号の4から第116号の9までを削る。
別表第1手数料の項第202号及び第202号の2を次のように改める。
202 仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第6項）

202 の2 仮設興行場等建築許可申請手数料(建築基準法第85条第7項)
別表第1手数料の項第564号の13の次の1号を加える。
564 の13の7 マンションの容積率の特例許可申請手数料
別表第1手数料の項第564号の33の次の1号を加える。
564 の33の2 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料
別表第1手数料の項第564号の34の次の1号を加える。
564 の34の2 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第23号

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」に改め、同条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第32条第3項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章」を「個人情報の保護に関する法律第5章第4節」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第24号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第56条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成16年法律第123号)第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第25条の規定により当該申請が却下された場合又は次項若しくは第3項に規定する場合を除く。)は、この限りでない。

第56条に次の1項を加える。
4 第1項ただし書の場合においても、課税地を管轄する広域本部長は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。

第57条中「前条第1項」の次に「本文」を加える。

第62条を次のように改める。

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)
第62条 課税地を管轄する広域本部長は、不動産取得税の減額等(被収用不動産等が当該不動産を取得した者以外に、当該不動産を収用された補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するたためた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供され、当該不動産が当該不動産以外のものであると認められるものとして施行令第39条の4に規定する不動産で当該不動産以外のものであるものを譲渡した場合には、当該譲渡に係る土地の上で建築され、当該譲渡に代わって移転補償金を受けたと認められるときは、当該不動産の取得に代わって課税する不動産取得税の額を、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価額(被収用不動産等の価額が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあっては、施行令第39条の規定により、課税地に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとす。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に代わって課税する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者が当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日より減額すべき額に相当する税額を徴収するものとす。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

第4文第6条第4項第2号	第2項第3号	第2項第4号	第2項第5号	第2項第6号	第2項第7号	第2項第8号	第2項第9号	第2項第10号	第2項第11号	第2項第12号	第2項第13号	第2項第14号	第2項第15号	第2項第16号	第2項第17号	第2項第18号	第2項第19号	第2項第20号	第2項第21号	第2項第22号	第2項第23号	第2項第24号	第2項第25号	第2項第26号	第2項第27号	第2項第28号	第2項第29号	第2項第30号	第2項第31号	第2項第32号	第2項第33号	第2項第34号	第2項第35号	第2項第36号	第2項第37号	第2項第38号	第2項第39号	第2項第40号	第2項第41号	第2項第42号	第2項第43号	第2項第44号	第2項第45号	第2項第46号	第2項第47号	第2項第48号	第2項第49号	第2項第50号	第2項第51号	第2項第52号	第2項第53号	第2項第54号	第2項第55号	第2項第56号	第2項第57号	第2項第58号	第2項第59号	第2項第60号	第2項第61号	第2項第62号	第2項第63号	第2項第64号	第2項第65号	第2項第66号	第2項第67号	第2項第68号	第2項第69号	第2項第70号	第2項第71号	第2項第72号	第2項第73号	第2項第74号	第2項第75号	第2項第76号	第2項第77号	第2項第78号	第2項第79号	第2項第80号	第2項第81号	第2項第82号	第2項第83号	第2項第84号	第2項第85号	第2項第86号	第2項第87号	第2項第88号	第2項第89号	第2項第90号	第2項第91号	第2項第92号	第2項第93号	第2項第94号	第2項第95号	第2項第96号	第2項第97号	第2項第98号	第2項第99号	第2項第100号	第2項第101号	第2項第102号	第2項第103号	第2項第104号	第2項第105号	第2項第106号	第2項第107号	第2項第108号	第2項第109号	第2項第110号	第2項第111号	第2項第112号	第2項第113号	第2項第114号	第2項第115号	第2項第116号	第2項第117号	第2項第118号	第2項第119号	第2項第120号	第2項第121号	第2項第122号	第2項第123号	第2項第124号	第2項第125号	第2項第126号	第2項第127号	第2項第128号	第2項第129号	第2項第130号	第2項第131号	第2項第132号	第2項第133号	第2項第134号	第2項第135号	第2項第136号	第2項第137号	第2項第138号	第2項第139号	第2項第140号	第2項第141号	第2項第142号	第2項第143号	第2項第144号	第2項第145号	第2項第146号	第2項第147号	第2項第148号	第2項第149号	第2項第150号	第2項第151号	第2項第152号	第2項第153号	第2項第154号	第2項第155号	第2項第156号	第2項第157号	第2項第158号	第2項第159号	第2項第160号	第2項第161号	第2項第162号	第2項第163号	第2項第164号	第2項第165号	第2項第166号	第2項第167号	第2項第168号	第2項第169号	第2項第170号	第2項第171号	第2項第172号	第2項第173号	第2項第174号	第2項第175号	第2項第176号	第2項第177号	第2項第178号	第2項第179号	第2項第180号	第2項第181号	第2項第182号
--------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

[illegible]

熊本市税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第25号

熊本市税特別措置条例の一部を改正する条例
熊本市税特別措置条例（昭和39年熊本市条例第5号）の一部を次のように改正する。
第4条の14第1項第1号中「2年」を「3年」に改める。
附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

2 新条例第4条の14及び附則第2項の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 新条例第4条の14及び附則第2項の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」と

いう。)以後に地域再生法(平成17年法律第24号)第7条第1項に規定する認定地域(以下「認定地域」という。)内に於いて、同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設(以下「特定業務施設」という。)を新設し、又は増設した同法第17条第2項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、適用日前に地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第26号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号イの表緑川第一発電所の項中「28,500キロワット」を「29,000キロワット」に改め、同表緑川第二発電所の項中「6,100キロワット」を「6,400キロワット」に改める。

附 則

この条例中第3条第2項第1号イの表緑川第一発電所の項の改正規定は令和4年8月5日から、同表緑川第二発電所の項の改正規定は同年9月3日から施行する。

熊本県産あさりを守り育てる条例をここに公布する。

令和4年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第27号

熊本県産あさりを守り育てる条例

目 次

第1章 総則(第1条―第10条)

第2章 熊本県産あさりの保全、育成及び販売に関する施策

第1節 熊本県産あさりの保全と育成に関する施策(第11条―第15条)

第2節 熊本県産あさりの普及及び販売に関する施策(第16条・第17条)

第3章 原産地の表示に関する施策(第18条―第20条)

第4章 雑則(第21条―第23条)

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、熊本県産あさりを県民を挙げて守り育て、適正に流通させ、消費者に販売するための基本理念を定め、並びに県、漁業、漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会及び水産物流通販売事業者の責務並びに県、民の役割を明らかにするとともに、熊本県産あさりの保全、育成及び販売に関する施策並びに適正な原産地の表示に関する施策の基本となる事項を定めることにより、熊本県産あさりを適正に流通させ、消費者に販売するための施策を総合的に講じることと、漁業者及び漁業協同組合が持続的にあさりの生産及び漁場の有効活用に取り組むこと、もって本県水産業の振興、海域の環境保全及び安全安心な熊本県産あさりの消費者への提供を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「熊本県産あさり」とは、熊本県の海域(漁業法(昭和24年法律第267号)第136条第1項の規定により農林水産大臣が定めた熊本県有明海区及び天草不知火海区の区域をいう。以下この項において着底した稚貝、熊本県の海域において着底して育った親貝を用いて国内において人工的に生産した稚貝、その他熊本県産あさりの保全及び育成のために必要な稚貝として規則で定めるものから熊本県の海域において成長したあさりをいう。

2 この条例において「熊本県産あさりを守り育てる活動」とは、熊本県産あさりを育成するための海域の環境及び漁場の保全及び改善、熊本県産あさりの資源の保全及び回復、熊本県産あさりの適正な流通又は販売並びにその消費の拡大に資する取組の推進その他の熊本県産あさりの振興に資する取組をいう。

3 この条例において「水産物流通販売事業者」とは、水産物の流通に関する事業を行う者又は販売の事業を行う者をいう。

4 この条例において「適正な流通又は販売」とは、熊本県産あさり(食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第2条第1項第2号に規定する生鮮食品に該当するものに限る。第16条から第19条までにおいて同じ。)を適正に流通させ、消費者に販売す

(基本理念)

2 熊本の産物、資源を踏まえ、あさりの活動の回復を図ることを旨として、行われなければならない。

[illegible]

(県の責務)

2 県は、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(漁業者の責務)

2 漁業者は、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行い、又は他人に行わせてはならない。

(漁業協同組合の責務)

2 漁業協同組合は、熊本県産あさりを取り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行い、又は行わせてはならない。

(熊本県漁業協同組合連合会の責務)

(水産物流通販売事業者の責務)

2 水産物流通販売事業者は、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれがあると認められる行為を行い、又は他人に行わせてはならない。

(県民の役割)

(市町村、他の都道府県及び国との連携等)

2 県は、市町村に対し、県が行う熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に関する施策への協力を求めることができる。

3 県は、県が行う熊本県産あさりを守り育てる活動に関して広域的な取組を必要とする
施策について、市町村、他の都道府県及び国と連携して、その推進に努めるものとする

第1節 熊本県産あさりの保全と育成に関する施策

(海域の環境及び漁場の保全及び改善のための施策)

第1条 県、漁業者、漁業協同組合及び熊本県漁業協同組合連合会は、熊本県産あさりを守り育てるため、海域の環境及び漁場の保全及び改善のために必要な施策を連携して講ずるものとする。

(熊本県産あさりの資源の保全及び回復のための施策)

第12条 県は、熊本県漁業協同組合及び熊本県産あさりの資源の保全及び回復の推進を図るため、漁業者、漁業協同組合の支援に努めなければならない。

(あさり資源特別回復区域の指定)

第13条 知事は、規則で定めるところにより、令和4年2月1日において輸入あさりの蓄養(輸入したあさりを出荷調整用として蓄養すること)が行われていた共同漁業権(漁業法第60条第2項に規定する共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)の漁場を管理する漁業協同組合が、当該漁場で輸入あさりの蓄養を行わず、熊本県産あさりを資源の保全及び回復に向けた集中的回復区域と進めて指定する共同漁業権の漁場の全部又は一部を、期間を定めて指定する。

2 前項の規定による指定は、知事が、指定を受けようとする共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合の申請に基づき行うものとする。

3 第1項の規定による指定を受けようとする共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町及び関係漁業協同組合に協議しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。

5 知事は、第1項の規定により指定した区域において行われる熊本県産あさりの資源の保全及び回復に向けた取組を支援するものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

7 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を解除することができる。

(1) 第1項の規定による指定を受けた共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合(以下「区域指定組合」という。)から解除の申請があったとき。

(2) 区域指定組合が、虚偽の申請により指定を受けたとき。

(3) 区域指定組合が、県産水産物全体に対する信頼を損なう不公正な取引を行ったとき。

(4) 区域指定組合が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) 区域指定組合が、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害する行為を行ったとき。

(6) 知事が、指定の必要がなくなったと認めるとき。

(あさり資源育成促進区域の指定)

第14条 知事は、規則で定めるところにより、熊本県産あさりを着実に出荷するため、熊本県産あさりの資源の保全及び育成を図ることが必要な漁場を、あさり資源育成促進区域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町及び関係漁業協同組合の意見を聴かななければならない。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による指定をした区域において熊本県産あさりの資源の保全及び育成のために行われる取組を支援するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

(技術開発等)

第15条 県は、熊本県産あさりを守り育てる活動の効果的な推進を図るため、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する調査研究及び技術開発、技術の普及指導、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 熊本県産あさりの普及及び販売に関する施策

(熊本県産あさり販売協力店の認証)

第16条 知事は、熊本県産あさりを適正に流通させ、販売をする流通体制を確保し、熊本県産あさりの普及と販売を促進するため、原産地を証明された熊本県産あさりを消費者に販売する事業者又はその設置する店舗を、熊本県産あさり販売協力店として認証することができる。

2 知事は、前項の規定による認証を行ったときは、その旨を公表するものとする。

3 第1項の規定による認証を受けた者又は同項の規定による認証を受けた店舗を設置する者(次条第2項において「協力店」と総称する。)は、規則で定めるところにより、知事に対し、熊本県産あさりの取扱量その他必要な事項を報告するものとする。

4 第1項の規定による認証の手續その他認証に関して必要な事項は、規則で定める。

(熊本県産あさりの生産情報の発信)

第17条 県は、消費者に対し、熊本県産あさりの原産地の情報を確認できる仕組みを周知するとともに、原産地に関する情報を発信するものとする。

2 協力店は、消費者に対し、熊本県産あさりの原産地に関する情報を積極的に提供するものとする。

第3章 原産地の表示に関する施策

(熊本県産あさりの販売に係る書面の備付け等)

第18条 熊本県産あさりの販売(食品表示法(平成25年法律第70号)第1条に規定する販売をいう。以下同じ。)をする水産物流通販売事業者は、販売をする熊本県産あ

- さりに係る入出荷の記録その他必要の事項を定めることにより、3年間保存しなければならない。
- 2 前項の書面は、条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 知事は、前項の書面を提出する者に対し、必要の措置を講ずる旨を通知し、意見を述べることができる。
- (熊本県産等表示あさりの販売等に関する書面提出の備付け等)
- 第19条 熊本県産等表示あさりの販売等を行う者は、販売する熊本県産等表示あさりの入出荷の記録を、この条例で定める書面を備え付けなければならない。
- 2 熊本県産等表示あさりの販売等を行う者は、販売する熊本県産等表示あさりの入出荷の記録を、この条例で定める書面を備え付けなければならない。
- 2 熊本県産等表示あさりの販売等を行う者は、販売する熊本県産等表示あさりの入出荷の記録を、この条例で定める書面を備え付けなければならない。
- 3 前2項の書面は、規則で定めるところにより、3年間保存しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項又は第2項の書面について準用する。
- (勧告及び公表)
- 第20条 知事は、第18条第1項若しくは第2項、前条第1項から第3項までの規定に違反している者を拒んだ者に対し、必要の措置を講ずる旨を通知し、意見を述べることができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見を述べることができる。
- 第4章 雑則
- (環境保全及び食の安全安心施策との連携)
- 第21条 県は、熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に関する施策の実施に当たっては、環境保全及び食の安全安心施策と十分に連携を図りながら行わなければならない。
- (通報)
- 第22条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、県への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (1) 熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行っている者又はそれらの疑いのある者を発見したとき。
- (2) 熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行っている者又はそれらの疑いのある者に関する情報を入手したとき。
- (3) 熊本県産等表示あさりに関して、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反する行為を行っている者又はその疑いのある者を発見したとき。
- (4) 熊本県産等表示あさりに関して、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反する行為を行っている者又はその疑いのある者に関する情報を入手したとき。
- 2 県は、前項の通報を受けた場合には、必要な調査を行い、当該通報の内容が事実であると認めるときは、適切な措置をとるものとする。
- (委任)
- 第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- 1 この条例中、第1章、第3章及び第4章の規定は令和4年7月1日から、その他の規定は令和4年9月1日から施行する。
- 2 第2章第2節の規定の施行の際現に熊本県産あさり販売協力店認証制度実施要項に基づき熊本県産あさり販売協力店の認証を受けている者又は熊本県産あさり販売協力店の認証を受けている店舗を設置する者については、第16条第1項の規定により認証を受けたものとみなす。

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第28号

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例（平成23年熊本県条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例をここに公布する。

令和4年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第29号

人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 費用の分担（第6条）
- 第3章 土地区画整理審議会（第7条—第15条）
- 第4章 地積の決定の方法（第16条—第19条）
- 第5章 土地及び権利の評価（第20条—第22条）
- 第6章 清算（第23条—第29条）
- 第7章 雑則（第30条—第32条）

附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた市街地の復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第6条第3項の規定により県が施行する人吉市における土地区画整理事業（以下「事業」という。）について、法第53条第1項の規定に基づき、同項の施行規程を定めるものとする。

(事業の名称)

第2条 事業の名称は、人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業とする。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、人吉市上青井町字上青井町の一部、下青井町字下青井町の一部及び宝来町字下町の一部とする。

(事業の範囲)

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する事業とする。

(事務所の所在地)

第5条 事業の事務所は、人吉市に置く。

第2章 費用の分担

第6条 事業に要する費用は、法第119条第1項の規定による人吉市の分担金、国の交付金等を充てるほか、県が負担する。

第3章 土地区画整理審議会

(土地区画整理審議会の設置)

第7条 法第56条第1項の規定により、人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第8条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1) 法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）のそれぞれのうちから各別に選挙された委員 8人

(2) 法第58条第3項の規定により知事が土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員（以下「学識経験委員」という。） 2人

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立候補制)

第10条 第8条第2項第1号に掲げる委員は、次項に定める候補者のうちから選挙する。

2 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第22条第3項の規定により確定した選挙人名簿に記載された者（以下「選挙人」という。）は、同条第1項の公告があった日から10日以内に、規則で定めるところにより、立候補届を知事に提出して自ら候補者となり、又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届を知事に提出して当該他の選挙人を候補者としてすることができる。

(予備委員)

第11条 審議会に、宅地所有者から選挙された委員及び借地権者から選挙された委員ごとにそれぞれ予備委員を置く。

2 予備委員の数は、第8条第2項第1号に掲げる宅地所有者及び借地権者のそれぞれのうちから各別に選挙された委員の数（委員の数が奇数のときは、その数から1を減じた数。以下「委員定数」という。）のそれぞれ半数以内とする。ただし、委員定数が1人の場合は、1人とする。

3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の有効投票を得た者のうち得票数の多い者から順次なるものとし、得票数が同じであるときは、知事がくじでその順位を定める。

4 第8条第2項第1号に掲げる宅地所有者及び借地権者のうちからそれぞれ選挙された委員に欠員を生じた場合においては、前項の規定により定めた順位に従って、それぞれ順次予備委員をもって補充する。

5 前項の規定により委員を補充した場合においては、令第35条第5項の規定を準用する。

6 補充により委員となった者は、前項の規定により準用する令第35条第5項の規定に

よる公告のあった日から委員としての資格を取得する。

(当選人又は予備委員となるために必要な得票数)

第12条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、宅地所有者及び借地権者それぞれの委員定数で当該選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得た数の4分の1とする。

(委員の補欠選挙)

第13条 第8条第2項第1号に掲げる宅地所有者及び借地権者のそれぞれのうちから各別に選挙された委員の欠員の数がそれぞれの委員定数の3分の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がいなるときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の事由が委員の任期満了前6月以内に生じたときは、補欠選挙は行わない。

(学識経験委員の補充)

第14条 知事は、学識経験委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の委員を選任する。(委任)

第15条 法、令及びこの条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 地積の決定の方法

(基準地積の決定)

第16条 換地計画(法第86条第1項に規定する換地計画をいう。以下同じ。)において換地を定めるときの基準となる従前の宅地の各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)における登記簿の地積(以下「登記地積」という。)とする。ただし、施行日において登記簿の地積がない宅地については、知事が実測した地積とする。

(基準地積の更正)

第17条 宅地所有者は、基準地積が事実と相違すると認めるときは、施行日から60日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、知事に基準地積の更正を申請することができる。この場合において、その者の所有する宅地が2筆以上にわたるときは、その全部について申請しなければならない。

(1) 隣接する宅地等の地番及び所有者の氏名を記入した見取図

(2) 隣接する宅地等との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入し、隣接する宅地等の所有者が署名及び押印をした境界表示図

(3) 宅地の実測図(原則として縮尺250分の1とし、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの)

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請人の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を確認しなければならない。この場合において、知事は、当該宅地に隣接する宅地等の所有者の立会いを求めることができる。

3 知事は、前項の規定により確認した地積が基準地積と相違する場合は、当該基準地積を更正しなければならない。

4 知事は、前3項の規定によるほか、基準地積が事実と相違すると認めるときは、宅地所有者及び当該宅地に隣接する宅地等の所有者の立会いを求めて、当該宅地の地積を実測して当該基準地積を更正することができる。

5 知事は、施行地区内の道路に囲まれた区域その他適当と認める区域において実測した地積と当該区域内の宅地の各筆の登記地積を合計した地積との間に差異がある場合は、当該差異に相当する地積を当該区域内の宅地(次に掲げる宅地を除く。)の基準地積に按分して、基準地積を更正しなければならない。

(1) 前条ただし書の規定により知事が実測した宅地

(2) 前2項の規定により基準地積を定めた宅地

(3) 国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第1項第3号に規定する地籍調査(同法第19条第5項の指定を受けたものを含む。)の成果に基づいて登記された宅地

(4) 登記所において地積測量図により地積が確認できる宅地

(施行日後の分割)

第18条 施行日後に分割した宅地の分割後の宅地の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地の各筆の登記地積に按分して得た地積とする。

(所有権以外の権利の目的となる宅地の地積)

第19条 換地計画において、換地に係る所有権以外の権利(処分の制限を含む。以下この条において同じ。)の目的となるべき宅地又は当該宅地の部分を定めるときは、基準となる従前の宅地に存する所有権以外の権利の目的となっている従前の宅地又は当該従前の宅地の部分の地積(以下「基準権利地積」という。)は、当該従前の宅地の基準地積、施行日における当該従前の宅地の部分の登記地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積(以下「申告地積」という。)とする。ただし、申告地積の合計が当該宅地の基準地積に符合しないときは、基準地積に符合するように按分その他適当と認める方法により定めた地積を基準権利地積とする。

第5章 土地及び権利の評価

(評価員の定数)

第20条 法第65条第1項の評価員(以下「評価員」という。)の定数は、3人とする。(土地の評価)

第21条 従前の宅地及び換地の価額については、知事がその位置、地積、土質、水利、

利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

- 第22条 所有権以外の権利(地役権、留置権、先取特権、質権及び抵当権を除く。以下同じ。)の存する従前の宅地及び換地の価額については、知事が前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて、所有権の価額と所有権以外の権利の価額とに区分して評価する。

第6章 清算

(清算金の算定)

- 第23条 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の割合を従前の宅地の価額(従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合には、当該従前の宅地についての所有権又は所有権以外の権利の価額)に乗じて得た額(以下「従前の権利価額」という。)と当該換地の価額(換地について所有権以外の権利が存する場合には、当該換地についての所有権又は所有権以外の権利の価額)との差額とする。

- 2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金額は、従前の権利価額とする。

(清算金の納期限等の通知)

- 第24条 知事は、清算金を徴収し、又は交付する場合において、納付又は交付の期限その他必要な事項を定め、その期限の30日前までに、清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者に通知する。

(清算金の相殺)

- 第25条 知事は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金又は減価補償金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるとときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金又は減価補償金とを相殺することができる。

- 2 知事は、前項の規定による相殺を行うに当たり、徴収すべき清算金に係る宅地又はその宅地について存する権利について減価補償金がある場合は、当該徴収すべき清算金と当該減価補償金を相殺するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

- 第26条 知事は、徴収すべき清算金(前条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下同じ。)又は交付すべき清算金の総額が1万円以上である場合は、別表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率とし、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付するものとする。

- 3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の日から起算してそれぞれ6月を経過する日とする。

- 4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の徴収額又は交付額は清算金の総額から第2回以後の徴収額又は交付額の総額(利子を除く。)を控除して得た額とし、第2回以後の徴収額又は交付額は清算金の総額を分割回数で除して得た額から100円未満の端数を控除して得た額にその回の利子を加えて得た金額とする。

- 5 知事は、第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、毎回の徴収額又は交付額及び毎回の納付期限又は交付期限を定め、清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者に通知する。

- 6 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

- 7 知事は、第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、必要があると認めるときは、交付期限前においても清算金の全部又は一部を交付することができる。

- 8 知事は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。

- 9 清算金を分割納付する者又は清算金の分割交付を受ける者は、その氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(督促手数料及び延滞金)

- 第27条 知事は、法第110条第4項の規定により、清算金を滞納した者から督促手数料及び延滞金を徴収する。

- 2 前項の督促手数料は土地画整法施行規則(昭和30年建設省令第5号)第17条に規定する額とし、前項の延滞金は当該清算金の額に納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年10.75パーセントの割合を乗じて得た額とする。

- 3 知事は、生活の困窮その他特別の事情がある者については、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(仮清算金への準用)

- 第28条 第23条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、

又は交付すると知事が定めた場合に準用する。
(異動及び変更の届出)
第29条 清算が完了していない宅地について権利の異動(分割による異動を含む。)があったときは、当該異動に係る当事者の双方又は一方は、連署し、又は当該異動があったことを証する書類を添えて、遅滞なく知事にその旨を届け出なければならない。
2 清算が完了していない宅地について権利を有する者が、その氏名又は住所(法人にある場合は、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更した場合には、速やかに知事にその旨を届け出なければならない。
第7章 雑則
(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)
第30条 令第55条の2において準用する令第3条の規定による換地計画の縦覧開始の日公告の日から法第103条第4項の規定による換地処分公告の日までの間は、所有権以外の権利についての法第85条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。
2 令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項の規定による異議の申出がなかった旨又はすべての異議について決定した旨の公告の日までの間は、借地権についての法第85条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。
(換地処分の時期の特例)
第31条 知事は、必要があると認めるときは、法第103条第2項ただし書の規定により、換地計画に係る区域の全部について事業の工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。
(委任)
第32条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
附 則
この条例は、法第55条第9項の規定による人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の決定の公告の日から施行する。
別表(第26条関係)

徴収し、又は交付すべき清算金の額	分割徴収し、又は分割交付する期限	分割の回数
1万円以上4万円未満	6月以内	2回
4万円以上7万円未満	1年以内	3回
7万円以上10万円未満	1年6月以内	4回
10万円以上13万円未満	2年以内	5回
13万円以上16万円未満	2年6月以内	6回
16万円以上20万円未満	3年以内	7回
20万円以上24万円未満	3年6月以内	8回
24万円以上28万円未満	4年以内	9回
28万円以上32万円未満	4年6月以内	10回
32万円以上	5年以内	11回

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年6月24日
熊本県知事 蒲 島 郁 夫
熊本県条例第30号
熊本県建築基準条例の一部を改正する条例
熊本県建築基準条例(昭和46年熊本県条例第38号)の一部を次のように改正する。
第28条中「第85条第5項及び第6項」を「第85条第6項及び第7項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。